

平成30年人事委員会勧告に当たって（談話）

平成30年10月18日
埼玉県人事委員会
委員長 武笠正男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を662円（0.17%）下回る結果となりました。そのため、若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含めて給料表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.45月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは5年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆さんにとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

このほか、優秀で多彩な人材の確保をはじめ、働き方改革としての総実勤務時間の縮減や高齢層職員の能力及び経験の活用、女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり等、職員が生き生きと働く魅力ある職場を実現するための課題や取組について報告を行いました。

さらに、本年は「仕事に対する性差の影響について」～無意識の決めつけ・偏見の存在～をテーマに、知事部局職員を対象としてアンケート調査を行い、男性女性の役割分担意識の根深さなど、性差の別なく働きやすい職場づくりのための課題についても報告いたしました。

職員の皆さんにあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。